

事務局通信

第 11 号

2017 年（平成 29 年）11 月 2 日

発行：（公社）東京都はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧師会

連絡先：Tel 03-3252-8811 Fax 03-3252-8813

メール：toshikai8811@ybb.ne.jp

設立 70 周年を迎える時にあたって

2020 年東京オリンピック事業を成功させよう 会員増強めざし、新たに「協同組合」を設立します

会長・黒澤淳

会員の皆様におかれましては益々ご活躍の事とお喜び申し上げます。また日頃より本会活動へのご理解ご協力を頂き感謝致しております。今年で都師会は設立 70 周年を迎えます。この時にあたり、わたしたちが置かれた状況を確認し、近い将来の展望を測りたいと思います。

全鍼・日鍼など関連団体との連携深まる

さて、皆様もご存じの通り私たちの業界は多くの課題を抱えております。保険制度への取り組み、2020 年オリンピック参加について、免許資格問題など、どれも社会的に大きな問題であり、全日本中の鍼灸マッサージ師が一つになって対応していかなければ先に進めない事柄です。私達都師会は東京の鍼・灸・マッサージの三療資格を持つ施術者の代表として、他道府県の業友と共にこれらの問題に取り組んでいきます。

都師会は 47 都道府県を束ねる全日本鍼灸マッサージ師会(略称:全鍼)の活動に東京を代表する団体として参加しています。一般社団時代には全鍼はじめ他団体との交流が疎遠になっていましたが、公益社団となった 6 年前からは、かつての様に各団体との交流を深めてきています。

2015 年に関東甲越地区の 7 都県の地区協議会大会を主催。昨年 2016 年には東洋療法推進全国大会を全鍼と共同開催致しました。この中で関東・全国の業友の方々と情報交換し、親睦を深めて参りました。免許資格問題では全国・関連他団体と足並みを揃えて免許保有証発行活動を行い、都師会を通して毎年数十人の方が免許保有証を取得されています。保険制度の中で業務環境向上のために厚労省との交渉が定期的に行われています。2020 年東京オリンピック・パ

オリンピックでの施術者のボランティア参加についてオリンピック組織委員会での話し合いも活発になってきています。これらの活動は全鍼及び関連団体の代表が当たっており、都師会も全鍼の一員として活動を支えています。

本年 2017 年には、東京都鍼灸師会役員の皆様との懇談会を開き、今後の東洋伝統療法業界の将来のあるべき姿を語り協同事業開催を模索していく事など、継続して話し合いの場を持っていく事になりました。とりわけ 2 年後に迫ったオリンピック・パラリンピック参加に関しては、全日本鍼灸マッサージ師会(全鍼)と日本鍼灸師会(日鍼)が共に協力していますが、開催地東京の団体として都師会も今後はより積極的に参加していく事になると思います。現在、全鍼・日鍼共同でオリンピック・パラリンピック参加者技術研修会開催なども計画されています。詳細が決まり次第お伝え致します。

都師会と協同組合を車の両輪に

設立 70 周年という、長い歴史の間で世の中の大小様々な波が打ち寄せ、会の活動も大きな変化がありました。在籍年数の長い会員の方の中には、かつての良い時、下り坂に入った時をご存じの事と思います。昨今は、業団体離れの風潮、会員の高齢化などがありますが、会としての力を強くして全国・関連他団体と共に活動していくためには、やはり会員の増強が必要です。新たに多くの業友の皆様に入会して頂くために都師会を魅力ある会にするのが、私達役員の任務です。

その為の大きな取り組みとして新たに「協同組合」の設立を行います。

公益社団に移行するにあたり、当時の執行部で公益事業を「東京都はりきゅう按摩マッサージ指圧師会」が担い、共益・収益事業を「東京はりきゅう按摩マッサージ指圧師協同組合」が担う、という方針を立てました。しかしながら公益社団移行後に「協同組合」からは、都師会とは別団体であり、同じ方向性での活動はできないという主張がなされてきました。当初一般社団時代の役員が「協同組合」の運営を行っていました。2015 年からは新しい役員人事になりましたが、別団体であり同じ方向性での活動はできないという主張は変わらず、同じ考え方・同じ方針のもとでの活動を共に行えるように交渉に当たりましたが考えの一致を見る事ができませんでした。

「都師会」と「協同組合」は「別の団体である」とはその通りですが、まったくの縁もゆかりも無いものではありません。関連団体であり、ひとつの家族・兄弟姉妹、もっと言えば、1 人の人間の右足と左足の如きものであるとさえ思っています。兄と弟はべつの人間ですが同じ家族として一家のために力を合わせます。右足と左足は別の身体の部分ですが、ひとりの人間の一部分です。右足が左足をないがしろにしていたら脚を出すタイミングが合わず、きちんと歩く

ことはできません。同じ考え方・同じ方針のもとで、都師会は会員はじめ一般区民の健康福祉の為、業界の為の公益活動を行い、それを共益・収益事業で支えるのが「協同組合」であると思います。そして本来は共益・収益事業で得られた利益は会員の皆様含め、広く同業の方々に還元される活動のために使うべきものだと考えます。

この様な状況の中で、都師会の会員の皆様の為に共益・収益事業を執り行える団体として新たに協同組合を設立する運びとなりました。療養費支払い申請代行業務については、既に一昨年 2015 年に都師会内に保険局を設立し、千葉県師会のご協力を得て、手数料を抑えた請求システムを導入いたしました。今後は公益事業・共益事業がひとつの家族、両脚、車の両輪となり、会員の皆様の業務が円滑に進むように努めて参ります。共に働き、共に支え合える会にして参ります。新協同組合設立の日程や詳細は追ってお知らせしていきます。

会員同志が学び交流できる場を充実します

学術局が主催する「東京都委託施術者講習会」は今年で 6 期を迎えました。日本伝統鍼灸を学ぶシリーズで、他では決して受ける事の出来ない多彩な講師陣をお招きしています。さらに、古典鍼灸思想を学ぶ「松塾」、初学者を中心に実技を学ぶ「杉塾」、女性会員対象の温灸講座を開催しています。今後はいっそう内容を充実させていきます。又女性がもっと活躍できるように「女性部会」、初学者のための「わかば部会」の設立を進めており、会員の皆様の身近にあって、会員同志がより交流できる場を設けていきます。

歴史ある会だからこそ、いろいろな事があります。歴史ある会だからこそ、この先も長く伝えていきたい。10年20年次の70年、もっと先まで。今後、より魅力ある会となり、都師会会員の皆様はもちろん、東京の業友の皆様全体の為に活動して参ります。

●「女性部会アンケート調査」のご報告と御礼

女性会員の皆さま

先日は、「女性部会立ち上げに関するアンケート調査」にご返送いただきまして、ありがとうございました。点字対応会員の皆さまには電話による調査とさせていただきます。

回収率は、40%、その中で、「活動希望あり」の回答は、56%でした。「企画してみたい」や「講師をしても良い」と回答してくださった方には後日ご連絡

させていただきます、活動を広げて行きたいと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

担当理事・竹井智子

●「初学者のための温灸講座」のお知らせ

女性部会と若葉部会(臨床歴3年未満程度)の共同活動として行います(女性会員のみ参加可能)。

「火傷をさせない温灸」をテーマに、ごく基本的な内容で、相對での練習を行います。参加希望の方は、事務局までご連絡ください。

内容

- 知熱灸の補瀉使い分け
- 灸頭鍼、ガーゼ灸、和紙灸、米粒灸、爪灸など、火傷させないタイプのお灸を中心に
- 女性患者さんへの施術方法

講師 竹井智子理事(女性部会担当)

日時 2018年1月17日(水) 18:00~19:00

今後の日程 2か月に1回基本的に第1水曜日

場所 都師会3階会議室

参加費 無料(都師会正会員・準会員のみ参加可)

事前予約 事務局まで電話、メールでお申し込みください。 竹井理事

テキスト 宮川浩也著『温灸読本』(医道の日本社)

※鍼灸の道具は、参加者各自でご持参ください。



●第2回理事会(9月20日開催)

協同組合との賃貸問題を会長に一任

会長は契約解除を通知、協同組合は11月26日退去の返答

都師会と東京はりきゅう按摩マッサージ指圧師協同組合(以下:協同組合と略す)とで、都師会と同じ考え方・方針を共有して、東京都における公益事業を都師会が担い、共益収益事業を協同組合が担うことで、活動を共に行っている関係を築くために、前会長皆川氏在任中から協同組合との交渉を行ってきており、本年度も6月から数回にわたり話し合いの場をもって参りました。

交渉の中で都師会から、相互に兼任理事を置く事をはじめ同じ考え・同じ方針のもと活動できる基盤作り等を要請してきました。現在協同組合が事務所として使用している会館2階部分の賃貸契約更新期日の11月末に合わせて、都師会からの要請に対する回答期限を9月としました。

協同組合から届いた回答は、別団体として活動し都師会との考え方・方針の共有はできない、都師会からの要請を受け入れられない、という旨の内容でした。理事会ではこれを受けて議論し、最終判断を会長に一任しました。

その後、今後長き将来にわたり公益事業・共益収益事業を共に行っていくに相応しい団体との共存が望ましいとの会長判断で、10月に入り協同組合に対して賃貸契約解除の通知をし、協同組合からは11月26日付で2階から退去する旨、通知がありました。（文責・黒澤淳）

●第3回理事会（11月1日開催）

新「協同組合」設立を決定、設立準備委員会が発足

前回の理事会後に、東京はりきゅう按摩マッサージ指圧師協同組合（以下：協同組合と略す）から、会館退去の通知を受けたことにより、東京都の公益活動を支え、都師会会員のために活動できる、新たな「協同組合」を設立することを決定し、新たな協同組合の設立準備委員会を発足させました。来春早々の協同組合設立に向け、活動を開始します。設立状況は随時ご報告して参ります。

今回の件で、「東京はりきゅう按摩マッサージ指圧師協同組合」は都師会とは、関係の無い団体である、との宣告を受けました。従来から都師会の関連団体のような受け取られ方をされていたことで、都師会会員の皆様に混乱を招き、またご迷惑をお掛けしたことを、お詫び申し上げます。今後は都師会会員の皆様の為の共益事業は、新しく設立される協同組合が担うこととなります。（文責・黒澤淳）

●第70回関東甲越地区協議会千葉県大会（9月3日、4日開催）

「第70回関東甲越地区協議会 IN 千葉」が（公社）千葉県鍼灸マッサージ師会の主催で、京成ホテルミラマーレにて開催された。都師会執行部からは、黒澤会長、松村副会長、松田理事が参加した。

なお、千葉県鍼灸マッサージ師会が発行した『関東甲越地区協議会70周年記念誌』がありますので、ご希望のかたは事務局にお申し出願います。

●第16回東洋療法推進大会 IN 京都（9月24日、25日開催）

全鍼師会の「第16回東洋療法推進大会 IN 京都」が、リーガロイヤルホテル京都にて開催された。都師会執行部からは、黒澤会長、松村副会長、皆川相談役が参加した。

●「厚生労働大臣免許保有証」の申請受付について

事務局では平成29年7月1日～8月31日の期間で申請受付を行なった。受付総数は70名で、うち都師会会員が13名、非会員が57名だった。「免許保有証」は来年1月頃までに発行される予定。

●今後の諸行事予定

- ・東京都委託施術者講習会（今回で前半完了）
第5回（11月19日13時～17時）於・新橋ビジネスフォーラム
- ・東京都委託施術者講習会（後半、第6回～10回）
（松塾 毎月第1土曜日 於・都師会会館）
（杉塾 毎月第1日曜日 於・東京都障害者福祉会館 [港区芝]）

●9月30日現在 会員情報

会員総数 275名（正会員 243名 準会員 17名 学生会員 15名）

平成29年度会費納入のお願い

都師会の事業運営を円滑に進めていく上で、会員各位のご協力は必須です。既に会員各位あてに「会費納入のご案内」を発信しております。未だお済ませではない会員の方、よろしくお願い申し上げます。